

## 老人クラブ会則（例）

◎ この会則は、あくまでも一例です。老人クラブは任意団体であるため、それぞれのクラブの会則は、会員相互の話し合いによりクラブごとに決定してください。

# ○ ○ ○ ○ ○ 会 会 則

## （名称及び事務所）

第1条 本会は、○○○○会と称し、事務局は会長宅におく。

## （目 的）

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、生きがいと健康づくりなどの「生活を豊かにする楽しい活動」と経験や知恵を生かした「地域を豊かにする社会活動」に取組み、明るい長寿社会づくりや地域の福祉向上に努めることを目的とする。

## （組 織）

第3条 本会の会員は、前条の目的に賛同する○○○町（自治会）に居住する概ね60歳以上のもので組織する。

ただし、60歳未満の者の入会も妨げない。また、入退会を希望する者は、会長に届け出るものとする。

## （事 業）

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流及び連絡調整に関すること
- (2) 関係団体との連携及び共同活動に関すること
- (3) 地域保健福祉の調査及び資料の収集等に関すること
- (4) 新規会員の加入促進に関すること
- (5) その他、目的達成に必要な事項に関すること

## （役 員）

第5条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 名
- (5) 監 事 名

2 役員は、総会において会員の互選により選出する。

## （役員の仕事）

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の定める順序に従いその職務を代行する。
- 3 理事は、会員との連携を図り、会の運営にあたる。
- 4 会計は、経理を担当する。
- 5 監事は、会計を監査する。

#### (役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第8条 本会の会議は、総会と役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回会長が招集し、開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 3 役員会は、必要に応じて随時会長が開催する。

#### (経費)

第9条 本会の運営に要する経費は、会費、補助金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会費は、年額 円とする。ただし、病弱、高齢等により減額及び免除することができる。

#### (会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### (帳簿)

第11条 本会に、会計簿、会員名簿、記録簿を備える。

#### (会則の変更)

第12条 この会則を変更しようとするときは、総会において会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

#### 附 則

- 1 この会則は、 年 月 日から施行する。